

広告掲載者募集要項（広報おまえざき）

広報おまえざきへの広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します

■媒体名等

名称	広報おまえざき	
内容（用途）	市政情報等の周知	
規格	大きさ	A4 20頁
	その他	4色（CMYK）
発行部数	10,000冊/月	
発行頻度	年12回	
発行予定	毎月第2金曜日	
配布期間	発行日よりおよそ1カ月間	
配布方法	・町内会加入世帯へ配布 ・公共施設や商業施設への配架 ・郵送	
備考		

■見本写真等



■広告内容

掲載場所	スペース	枠数	色数
情報掲示板 コーナー	縦53mm×横85mm	1枠	4色 (CMYK)

■広告掲載料

1枠あたり 市内業者月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 その他業者月額15,000円（消費税及び地方消費税を含む）

■広告掲載に関する条件

御前崎市広告掲載要綱、御前崎市広告掲載基準を必ずお読みいただき、遵守してください。

■原稿の制作等

広告原稿案（デザイン案）提出締切	掲載する号発行の40日前
最終入稿締切	掲載する号発行の20日前

※原稿内に縦5mm×横10mm以上で「広告」である旨を明記してください。

※広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。完成データにて入稿してください。（データ形式：JPEG、PNG、PDF、文字はアウトライン化）

※申込時に広告原稿案又はデザイン案を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

※最終入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合、広告を掲載できないこととなりますが、その場合であっても納入された広告掲載料は還付しませんので、ご注意ください。

■ 申込み

申込み資格	御前崎市広告掲載要綱、御前崎市広告掲載基準に掲載のとおり。 申込者は広告主に限ります。
申込方法	申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して下記の申込先に提出してください。（郵送、電子申請可）
申込書に添付する書類	○会社概要、事業内容等がわかるもの ○資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し ○広告原稿案又はデザイン案（電子メール、ＣＤ又はＤＶＤにより提出）
申込期間	掲載を希望する号発行の 40 日前まで
広告掲載者の決定方法	市内に事業所を有する方を優先し、条件が同一の場合は、抽選により決定します。
広告掲載料の納付	掲載料は一括前納していただきます。市から送付する納入通知書で指定期日までに納付してください。 ※納付されなかった場合は、広告掲載はできません。
その他の留意事項	広告枠下に「広告内容に関することは、広告主にお問い合わせください。広告主及び広告内容と御前崎市の業務とは直接関係ありません。」等の文章が入りますので、ご了承ください。
申込・問合せ先	（担当課名）総務課 秘書広報係 （所在地）静岡県御前崎市池新田 5585 番地 （TEL/fax）0537-85-1132/0537-85-1136 （Eメール）somu@city.omaezaki.shizuoka.jp

■ 参考図面

(広報おまえざき 情報掲示板コーナー A 3)

情報掲示板 information			

